国別障害関連情報
ラオス人民民主共和国

令和８年８月
（2026 年８月）

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング

人間
JR
26-072

本調査は、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」という。）が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は 2025 年 12 月から 2026 年 8 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と当該国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

国別障害関連情報
ラオス人民民主共和国
目次

1.　基礎指標 1
　1－1. 基礎指標 1
　1－2. 障害の定義と統計 2
2.　障害関連政策 6
　2－1. 障害関連行政制度 6
　2－2. 障害関連法令・政策文書 9
　2－3. 障害関連施策 13
3. 国際条約及び国際協力等の実績 25
　3－1. CRPD 批准による対応状況 25
　3－2. マラケシュ条約実施状況 25
　3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組 25
　3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組 26
　3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績） 26
4.　障害関連団体の活動概況 29
　4－1. 障害当事者団体の活動概要 29
　4－2. 障害者支援団体の活動概要 30
5. 障害者が直面する障壁・ニーズ 31
　5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ 31
　5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ 31
　5－3. 就労に関する障壁・ニーズ 31
　5－4. 移動に関する障壁・ニーズ 32
　5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ 32
　5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ 32
6. 参考資料 33

図表目次

図 1 制限のある生活機能別の割合（5 歳以上）（2015）....4
図 2 障害者の年齢別割合（5 歳以上）（2015）....4
図 3 障害の性別割合（5 歳以上）（2015）....5
図 4 居住地域別の障害者割合（5 歳以上）（2015）....5

表 1 ラオスにおける障害関連担当機関....6
表 2 国内調整委員会の概要....7
表 3 障害者の健康状態....14

略語表

ADDP	Asian Development with the Disabled Persons	アジアの障害者活動を支援する会
AFA	Association for Autism	自閉症協会
AFD	Association for the Deaf	ろう協会
ASD	Autism Spectrum Disorder	自閉スペクトラム症
CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
COPE	Cooperative Orthotic and Prosthetic Enterprise	コープ
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women	女子差別撤廃条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者の権利に関する条約
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
LAB	Lao Association for the Blind	ラオス盲人協会
LDPA	Lao Disabled Persons Association	ラオス障害者協会
LWWDA	Lao Women with Disabilities Association	ラオス障害女性協会
NCPD	National Commission for Persons with Disabilities	国家障害者委員会
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
NSDRR	National Strategy on Disaster Risk Reduction	災害リスク軽減に関する国家戦略
OPD	Organization of Persons with Disabilities	障害者団体
PDR	People’s Democratic Republic	人民民主共和国
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
TVET	Technical and Vocational Education and Training	技術・職業教育訓練
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国連教育科学文化機関
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
UXO	Unexploded Ordnance	不発弾
VNR	Voluntary National Review	自発的国家レビュー
WASH	Water, sanitation and hygiene	水と衛生

1. 基礎指標

1－1. 基礎指標[1]

一人当たり国内総生産[2]	2,123.9 米ドル	2024 年

セクター別支出

保健医療（対 GDP 比）	1.3 %	2023 年
教育（対 GDP 比）	8.2 %	2024 年
社会福祉（対 GDP 比）[3]	0.7 %	2019 年

人口

総人口	7,769,819 人	2024 年
男性人口比率	50.2 %	
女性人口比率	49.8 %	
都市人口比率	39.6 %	
農村人口比率	60.4 %	
平均余命（全体）	69.0 歳	2023 年
男性	66.8 歳	
女性	71.2 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	N/A	2023 年
乳児死亡率（1000 人当たり）	35.2 人	2023 年

教育

教育制度[4]		
初等教育年数	5 年	
義務教育年数	9 年	
成人識字率（全体）	75.6 %	2023 年
男性	85.1 %	
女性	66.7 %	

[1] 世界銀行データベース（https://data.worldbank.org/indicator(参照 2026-1-17)）に基づく。
[2] Gross Domestic Product。以下、「GDP」という。
[3] ILO (2024) World Social Protection Report, https://www.ilo.org/sites/default/files/2024-09/WSPR_2024_EN_WEB_1.pdf (参照 2026-1-17))に基づく。
[4] 教育セクター開発枠組（Education Sector Development Framework 2009–2015, https://media.unesco.org/sites/default/files/webform/r2e002/c105beadbdd358191c50737e3ca84570617cde99.pdf (参照 2026-6-9)）及び改正教育法（2024, https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/Education%20Law%20Eng%20version%2020250715.pdf (参照 2026-6-9)）に基づく。

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	93.1 %	2025 年
男子	93.6 %	
女子	92.6 %	
中等教育（総就学率）		
全体	50.5 %	2025 年
男子	51.0 %	
女子	50.1 %	
高等教育（総就学率）		
全体	14.9 %	2023 年
男子	17.0 %	
女子	12.7 %	

雇用

失業率（全体）	1.2 %	2025 年
男性	1.4 %	
女性	0.9 %	

1－2. 障害の定義と統計

1－2－1. 障害の定義

ラオス人民民主共和国（以下、「ラオス」と記す[5]。）は 2009 年に障害者の権利に関する条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」という。）を批准しており、国内法もこれに整合させて整備を進めている。2014 年の障害者令（Decree on Persons with Disabilities、首相令 137 号）」は、障害者を「障害の原因にかかわらず、長期にわたる視覚、聴覚、言語の機能障害（impairment）を含む身体的、精神的または知的な異常（anomaly）や欠陥（defects）があり、日常生活や他者と対等な立場での社会参加に支障をきたしている者」と定義している。複数の障害者団体（Organization of Persons with Disabilities。以下、「OPD」という。）によるパラレルレポート[6]（2022）によれば、2018 年に成立した障害者法（The Law on Persons with Disabilities）は、障害者を「身体及び、あるいは視覚、聴覚、言語、知的健康（intellectual health）に影響を及ぼし、あるいはその他の方法で、その人の移動や日常生活における社会への完全な参加に障壁（barrier）を生じさせる機能障害を有する者」と定義している。

[5] Lao People's Democratic Republic。以下、英語表記は「Lao PDR」という。

[6] Submission Report on the Implementation of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Lao PDR。11 団体（LDPA、Lao Disabled Women Development Center、Aid for Children with Disabilities Association、AFD、AFA、Intellectual Disability Association、LAB、Association for Vocational Development for the Blind、Disability Service Center、DMAS Center、Hands of Hope Skill Development Center）によるパラレルレポート。他に Quality of Life Association がパラレルレポートを提出している。本報告書では主に 11 団体によるレポートを参照する。

同法第 9 条から第 14 条は、障害種とその定義を以下のように記載している[7]。

身体障害者	身体機能や移動能力に支障をきたす身体障害、その他の障害、または四肢の喪失を有する者を指す。
視覚障害者	視覚障害または視力喪失、例えば盲目、色覚異常、視力低下、注視を妨げるほどの視界のかすみを有する者を指す。
聴覚・言語障害者	聴覚や言語能力の障害または喪失を有する者を指し、例えば聴覚障害、言語障害、吃音、聞き取りや発話に多大な労力を強いる不明瞭な発話などを含む。
知的障害者	精神発達が遅延し、日常生活の遂行や社会活動への参加に制限がある者を指す。
記憶障害者	精神障害を有する者を指し、例えば学習障害や認知障害、感情の絶え間ない変動などを含む。

1－2－2. 障害に関する統計

ラオスでは1985年より10年ごとに国勢調査（Population and Housing Census）が実施されている（第1回1985年、第2回1995年、第3回2005年、第4回2015年）[8]。障害に関する項目は2005年の国勢調査から含まれるようになった[9]。2015年の国勢調査では、障害統計に関するワシントン・グループ短縮質問紙セットが使用された[10]。第5回国勢調査は2025年に実施され、結果は2026年もしくは2027年に公表されると考えられる。国勢調査に加え、2011年よりおおむね5年ごとに複数指標クラスター調査（Multiple Indicator Cluster Survey）として社会指標調査（Lao Social Indicator Survey）が実施されており、障害関連データが収集されている[11]。

障害者数（5 歳以上）	160,881 人	全人口の 2.8 %[12]	2015 年
男性	80,766 人		
女性	80,115 人		

2023 年に実施された第 3 回社会指標調査では、2 歳から 17 歳までの子どもを対象にサンプル調査が実施され、2.6%に障害があることが報告されている。

[7] United Nation Lao PDR (2021) *UN Country Team Joint Submission on the Progress towards the Implementation of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Lao PDR.*の附属資料で同法の仮訳が確認できる。
[8] Lao Statistics Bureau (2015) *Results of Population and Housing Census 2015*.
[9] Lao Statistics Bureau (2020) *Disability Monograph of Lao PDR from the 2015 Population and Housing Census*.
[10] 同上
[11] Lao Statistics Bureau (2024) *Lao Social Indicator Survey III, 2023*.
[12] Lao PDR (2018) Voluntary National Review on the Implementation of the 2030 Agenda for Sustainable Development

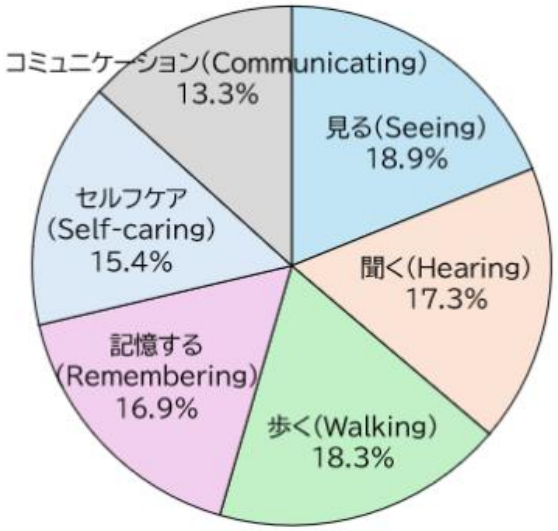


図 1 制限のある生活機能別の割合[13]（5 歳以上）（2015）

最も高い割合は「見る」（18.9%）であり、次いで「歩く」（18.3%）、「聞く」（17.3%）が続く。「記憶する」は 16.9%、「セルフケア」は 15.4%であり、「コミュニケーション」が 13.3%と最も低い割合となっている。

出所：Lao Statistics Bureau (2015) *Results of Population and Housing Census 2015* を基に調査チームが作成

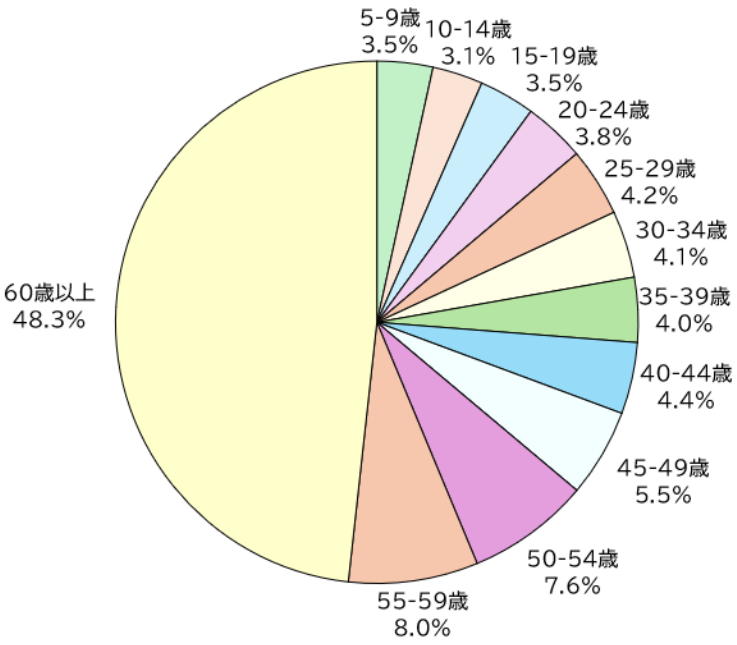


図 2 障害者の年齢別割合（5 歳以上）（2015）

60 歳以上が 48.3%と最も高く、次いで 55～59 歳が 8.0%、50～54 歳が 7.6%、45～49 歳が 5.5%、40～44 歳が 4.4%、25～29 歳が 4.2%、30～34 歳が 4.1%、35～39 歳が 4.0%、20～24 歳が 3.8%、5～9 歳及び 15～19 歳がそれぞれ 3.5%、10～14 歳が 3.1%となっている。

出所：Lao Statistics Bureau (2015) *Results of Population and Housing Census 2015* を基に調査チームが作成

[13] 障害者全体が 160,881 名であるのに対し、生活機能に制限があるという回答の合計は 413,720 名。各生活機能の制限別の割合を図示した。

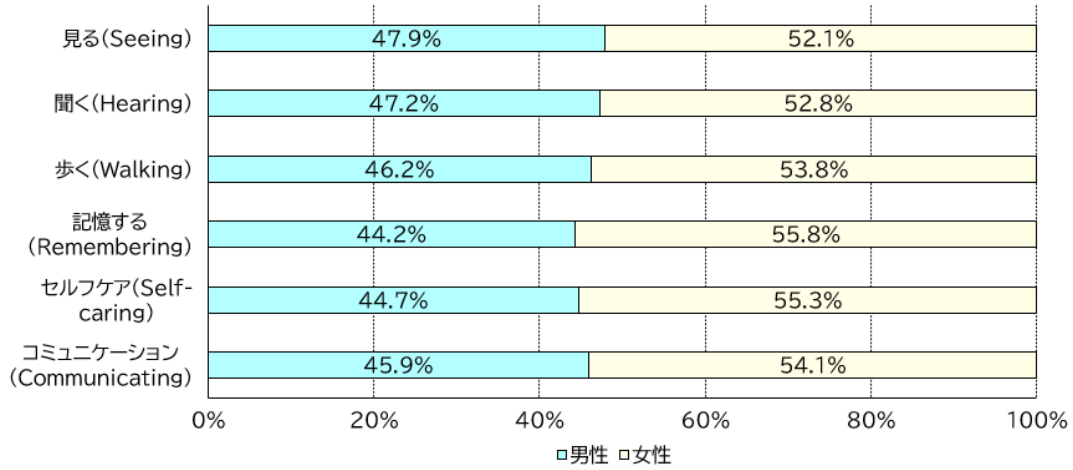


図 3 障害の性別割合(5 歳以上)(2015)

「見る」は男性 47.9%、女性 52.1%、「聞く」は男性 47.2%、女性 52.8%、「歩く」は男性 46.2%、女性 53.8%である。「記憶する」は男性 44.2%、女性 55.8%、「セルフケア」は男性 44.7%、女性 55.3%、「コミュニケーション」は男性 45.9%、女性 54.1%となっている。

出所:Lao Statistics Bureau (2015) *Results of Population and Housing Census 2015* を基に調査チームが作成

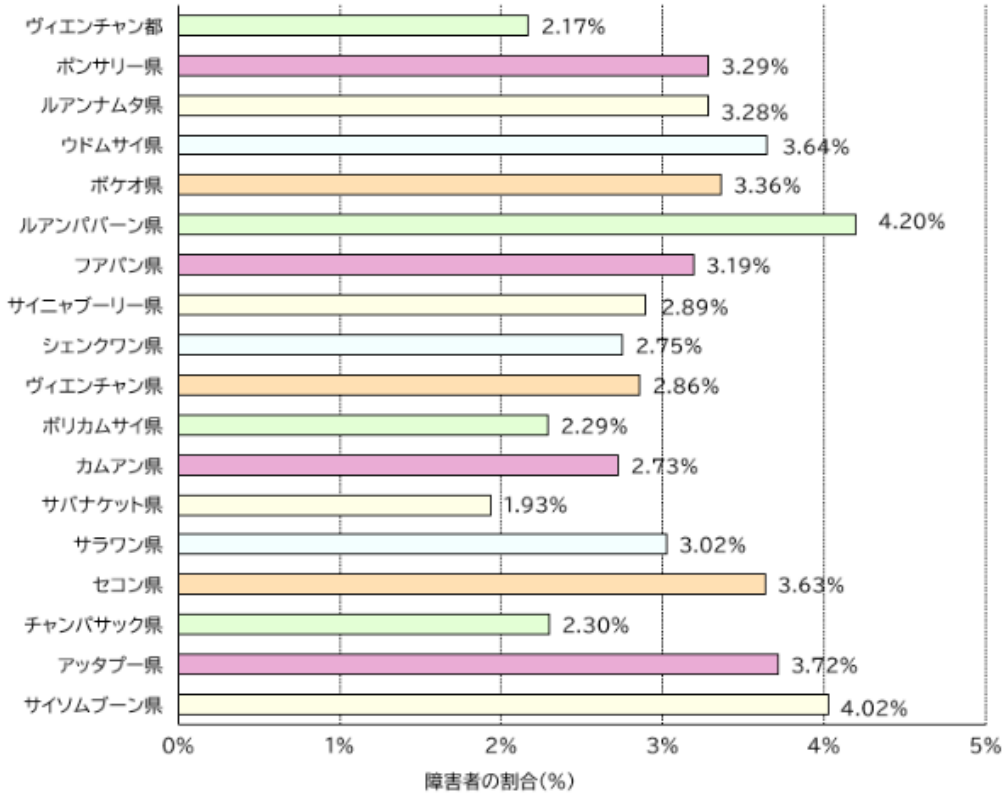


図 4 居住地域別の障害者割合(5 歳以上)(2015)

ルアンパバーン県が 4.20%と最も高く、次いでサイソムブーン県 4.02%、アッタプー県 3.72%、ウドムサイ県 3.64%、セコン県 3.63%と続く。中位層では、ボケオ県 3.36%、ボンサリー県 3.29%、ルアンナムタ県 3.28%、フアパン県 3.19%、サラワン県 3.02%が 3%前後で分布している。さらに、サイニャブーリー県 2.89%、ヴィエンチャン県 2.86%、シェンクワン県 2.75%、カムアン県 2.73%がこれに続く。低位層では、ボリカムサイ県 2.29%、チャンパサック県 2.30%、ヴィエンチャン都 2.17%、サバナケット県 1.93%となっている。

出所:Lao Statistics Bureau (2015) *Results of Population and Housing Census 2015* を基に調査チームが作成

2. 障害関連政策

2－1. 障害関連行政制度

【中央政府行政】

障害関連担当機関

表 1 ラオスにおける障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	労働・社会福祉省（Ministry of Labor and Social Welfare）[14]	・すべての障害者及び退役軍人の社会福祉を担当する。 ・障害者の権利保護の監督・調整を担当し、障害政策の中央調整機関（focal point）の役割を持つ[15]。 ・国家社会保障戦略（後述）の実施責任主体である国家社会保障委員会（National Social Protection Committee）の事務局を担う[16]。 ・かつては障害を負った退役軍人のために設立された 11 の義肢装具センター（Prosthetics and Orthotic）センターが労働・社会福祉省の管轄下にあった。現在は、リハビリテーション機能は保健省が管轄するリハビリテーションセンターに移管されている。
2	保健省（Ministry of Health）[17]	・医療リハビリテーションを管轄する。首都にある国立リハビリテーションセンターのほか、県保健局所管の県リハビリテーションセンターが全国 4 か所に設置されている（北部（Luang Prabang）、北東部（Xiengkhouang）、中部（Savannaket）、南部（Champasak））。 ・リハビリテーションセンターは、障害の診断、義肢装具の製作・調整、理学療法の提供、地域に根ざしたリハビリテーション[18]プログラム、聴覚障害児及び視覚障害児教育を提供する。 ・保健省は、不発弾（Unexploded Ordnance: UXO）被害者への対応を目的として米国国際開発庁（USAID）や複数の非政府組織（Non-Governmental Organization。以下、「NGO」という。）の協力によって設立された共同事業体である COPE（Cooperative Orthotic and Prosthetic Enterprise）と連携して、上述の 5 つリハビリテーションセンターによるサービス提供を包括的に支援している[19]。

[14] 第 3 回 ASEAN 日本社会保障ハイレベル会合（2005）ラオス保健・社会福祉報告（https://www.mhlw.go.jp/bunya/kokusaigyomu/asean/asean/kokusai/siryou/dl/h17_lao.pdf）、UN Lao PDR (2021)に基づく。

[15] 質問回答（2020）

[16] National Social Protection Strategy (NSPS 2020)

[17] 第 3 回 ASEAN 日本社会保障ハイレベル会合（2005）ラオス保健・社会福祉報告、COPE 報告（https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/rehab-ortho-prosthetic-prop.pdf）、Llewellyn, G.(2013) *Rehabilitation Sector Situation Analysis Report Lao PDR*, National Social Protection Strategy (NSPS 2020)に基づく。

[18] Community-based Rehabilitation: CBR

[19]ラオスは世界最大の UXO 汚染国であり、1975 年までのベトナム戦争中に 270 万トンの爆弾が投下された。The National Regulatory Authority for UXO/Mine Action in Lao PDR (2012) *UXO Sector Annual Report 2012*, https://files.acquia.undp.org/public/migration/la/UXO-Annual-Report-2012_ENG.pdf (参照 2026-3-10)

3	教育スポーツ省（Ministry of Education and Sports）[20]	・インクルーシブ教育、スポーツ、障害者教育及び教育における特別支援に関する規則、政策及び法律の制定・改正を要請する。 ・インクルーシブ教育、教育上の合理的配慮及び教育政策に関する政策、戦略計画、法令・規制について、周知・普及・啓発を行う。 ・障害児教育へのアクセスを確保しつつ、各障害種別に対応したカリキュラムの開発・改正を指導・管理する。教員の確保、適切な設備及び教材を整備する。 ・障害者関連業務の実施状況を定期的に報告・総括する。 ・障害者代表者と協力し、視覚障害者及び聴覚障害者が様々な情報源を含む教育にアクセスできるよう、ラオス点字及び手話、音声プログラムを開発する。 ・25の職業訓練施設において、短期技能認定コースから上級ディプロマ、複数年にわたるビジネス・会計、農業、工学・溶接などの産業プログラムに至るまでの学習プログラムを提供している。

国内調整委員会設置状況[21]

ラオス政府は、CRPD 第 33 条に基づく国の実施状況の監視義務を着実に履行するため、障害者に関する事項の管理・監視を行う機関として、2009 年の首相令（No.61/PM）により国家障害者委員会（National Commission for Persons with Disabilities。以下、「NCPD」という。）[22]を設置した。

表 2 国内調整委員会の概要

委員会名称	国家障害者委員会（NCPD）
委員会メンバー（19 名）	・ 委員長：副首相 ・ 副委員長（4名）：労働・社会福祉大臣（委員長代理を兼務）、保健副大臣、教育スポーツ副大臣、ラオス赤十字社社長 ・ メンバー（14 名）：労働・社会福祉省年金・傷病・障害局（Department of Pensions, Invalids, and Handicaps）局長（事務局長を兼務）、国防省、公安省、計画投資省、司法省、外務省、公共事業運輸省、情報文化観光省、内務省、退役軍人協会、ラオス女性同盟、ラオス青年同盟、ラオス労働組合連盟
役割と実施状況	1) 国の政策の研究と採択 2) 中央から草の根レベルまでの仕様及び措置（specifications and measures）を研究し、政府に提案 3) 関連国際文書を研究し、対応方針を政府に提案 4) 国が承認した国際文書の履行のために、関連国及び民間部門

[20] UN Lao DPR (2021)、質問回答（2020）に基づく。
[21] 政府報告（2016）に基づく。
[22] 政府報告(2016)によれば、2013 年の首相令(No.232/PM)で National Committee for Persons with Disabilities and the Elderly (NCPDE)へ改称された。ただし、UN Lao PDR(2021)では National Committee for Disabled Persons (NCDP)と記載されている。総括所見(2022)では NCPD と記載されており、名称に揺れ、変遷がある。本報告では NCPD に統一する。

	と調整 5) 政策及び法規制の実施のための、関連する政府機関及び民間部門への監視・検査・支援・助言 6) 国内外の関連政策及び法規制の公表による意識啓発 7) 資金及び物的援助の調達 8) 国際障害者デー及び国際高齢者デーの記念行事の開催 9) 統計調査実施における関係機関との調整、収集データの希望団体への提供 10) 関連団体の設立要請の調査及び認可 11) 関連団体による政府方針及び法令の遵守状況の確認 12) 同盟国、国際機関、NGO 等との連絡・協力 13) 国内外の会議、セミナー、研修への出席 14) 政府への CRPD 実施状況の定期的な報告（2 年・4 年ごと） 15) 年間計画の作成 16) 行動計画の作成と効果的な遂行 17) 政府への定期的な活動報告 18) その他政府が指定した業務 ・ 事務局が主導的な役割を果たし、関係省庁に配置される障害者コーディネーターを任命

【地方政府行政】

ラオスの行政区画は 17 の県と首都地区で構成されている。地方行政単位は県、郡、タセーンの3段階となる[23]。

障害関連担当機関

機関名	概要
NCPD の地方支部	・ 県障害者委員会の委員長、副委員長、メンバーは、それぞれの県・市の実情に基づき、かつ中央レベルの人事構造に整合させる形で、県知事または市長により任命される。 ・ 郡障害者委員会の委員長、副委員長、メンバーは、それぞれの郡の実情に基づき、地方レベルの人事構造に整合させる形で、郡長または市長（存在する場合）により任命される。
県労働・社会福祉部及び郡労働・社会福祉部	CRPD 実施状況の監視義務を着実に履行するため、政府は中央レベルでは労働・社会福祉省、地方レベルではその県事務所及び郡事務所を、障害者に関する事項の管理・監視を担当する機関として指定している[24]。

[23] 2025 年憲法によりこの体制となった。アジア経済研究所ウェブサイト（https://www.ide.go.jp/Japanese/IDEsquare/Eyes/2025/ISQ202520_016.html）（参照 2026-3-15）に基づく。
[24] 質問回答（2020）

2－2. 障害関連法令・政策文書

ラオス国新憲法（2025 年改正）第 36 条は、「ラオス国民は、性別、社会的身分、教育、信条、民族にかかわらず、法の前にすべて平等である」としている[25]。ラオス政府は、CRPD の批准以降、NCPD を設置し、障害者関連法を国際基準に沿ったものにするための法改正に注力してきた。その代表的なものは、女性・子どもに対する暴力防止法（Law No. 56、2014）、改正憲法（2015 年）、障害者法、改正スポーツ・エクササイズ法（Law No. 74, 2019）、インクルーシブ教育に関する国家戦略及び行動計画（2011–2015）、障害者戦略及び行動計画（2020–2030）、障害者国家行動計画（2026–2030）、障害者国家基金、第 9 次経済・社会開発 5 か年計画（2021–2025）である[26]。

法律名	障害者法（Law on Persons with Disabilities No. 57/2018）
施行年	2018 年
概要	障害者令（Decree on Persons with Disabilities No. 137/2014）に替わり、より包括的な法体系として制定された。障害者の権利を保障し、差別を排除し、障害者の自己発達、自立、社会参加を可能とする環境を整えると同時に、障害者の政治的、法的、経済的、文化的、社会的平等を確保し、地域への統合を促進し、国家の社会経済発展への貢献を支援するため、障害者関連事業の管理及び監督に関する原則、規制及び基準を定める。 改正憲法（2015）及び同法により慈善・医療モデルから人権に基づくアプローチへ変更が図られた。 以下 12 部 90 条で構成される。 1 部　一般条項 2 部　障害種・障害統計 3 部　平等・権利・義務 4 部　障害者の保護と発達 5 部　研究及び機器の製造 6 部　NCPD 及び所管官庁 7 部　障害者基金 8 部　禁止事項 9 部　紛争解決 10 部　関連事業の管理・監視 11 部　功労者、違反者への対応 12 部　最終条項

[25] 旧憲法（1991 年制定）では 35 条に同条項あり。ラオス国憲法は 2003 年、2015 年に改正された。
https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/laos/__icsFiles/afieldfile/2025/05/15/01-1Ver.1.0_3.pdf（参照 2026-3-15）

[26] 総括所見（2022）に基づく。

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	改正憲法
施行年	2015 年、2025 年
概要	ラオス国憲法は 1991 年に制定され、2003 年に改正された際にも障害者への言及はなかった。2015 年憲法より以下の条項で言及され、社会保障及び教育の対象としての権利が明記された。 第 22 条「国家及び社会は、国民教育の質の発展に注力し（attend to developing）、全国民、特に辺境地域住民、少数民族、女性、子ども、恵まれない人々、障害者に対して、教育の機会と（良好な）条件を創出する」 第 28 条「国家及び社会は、特に国家の英雄、軍人、退職公務員、障害者（中略）に対して社会保障政策の実施に注力する（attend to developing）」 2025 年憲法では、障害者に関する追加の言及はなく、これらの条項にもほぼ変更はない。ラオス政府に対し障害者権利委員会が 2022 年に発出した総括所見は、障害者の選挙権及び被選挙権の欠格条項を廃するよう勧告しているが、2025 年憲法は 37 条に以下条項を維持している。 「精神障害者（中略）を除き、ラオス国民の 18 歳以上の者は選挙権を有し、21 歳以上の者は被選挙権を有する」

法律名	女性・子どもに対する暴力防止法（Law No. 56）
施行年	2014 年
概要	以下の用語の定義において障害に言及している（4 条）。 ネグレクト：自身の子どもや扶養義務のある子どもを養育する義務を果たさないこと、家族が病気や障害を抱えている際に介護を行わないこと 女性の差別：女性の人種、肌の色、性別、民族、宗教、言語、教育、知識及び能力、知性、社会経済的地位、健康状態、身体的外観、障害、その他女性の権利を実現させないあらゆる側面に基づく、差別、排除または制限 子どもの差別：児童またはその親の人種、肌の色、性別、民族、宗教、言語、教育、知識と能力、知能、社会経済的地位、健康状態、身体的特徴、障害、出身地、その他児童、その親またはその他の家族成員の属性に基づく、児童の権利を実現させないあらゆる差別、排除または制限

法律名	改正スポーツ・エクササイズ法（Law No. 74）[27]
施行年	2019 年
概要	年齢、性別、民族、健康状態、障害の有無、社会経済的地位にかかわらず、

[27] UN Lao DPR(2021)に基づく。

	すべての国民が、運動し、スポーツを行い、観戦し、イベントを開催する平等な権利を有することを保障している。障害者スポーツ及び身体活動に関する 15 条は、各レベルのスポーツ機関及び社会に対し、身体的・精神的健康、娯楽及び社会への統合のために障害者の身体活動及びスポーツイベントへの参加を強化すること、あらゆる種類の障害に適したスポーツ及び身体運動のための活動とカリキュラムを研究・開発することを求めている。 一方で、UN Lao PDR による CRPD 履行進捗報告(2022)[28]は、代表選手団の基準と条件に関する 33 条は選手に「健康であること」を求めており、医療に関する法律(Law No.58)による「健康」の定義によれば、これは障害者に対する差別となる可能性があることを指摘している。

障害者政策

政策名	インクルーシブ教育に関する国家戦略及び行動計画(National Strategy and Plan of Action on Inclusive Education 2011-2015)
施行年	2011 年
概要	教育スポーツ省による「国家インクルーシブ教育政策(No.509/2010)」実施のための文書で、すべての学習者が質の高い教育を受けられるよう、学習と参加への障壁を取り除くことを重視している。学習者が学校のニーズに適応するのではなく、個々の学習者のニーズに継続的に適応する教育システムの発展を促進し、すべての学習者の通常学校への参加拡大を目指すものである。

政策名	障害者国家戦略及び行動計画(National Strategy and Action Plan on People with Disabilities 2020–2030)[29]
施行年	2018 年
概要	同計画は 8 つの重点分野、23 のプロジェクト、86 の活動を定義し、2 つの 5 カ年フェーズに分かれている。重点介入分野は以下のとおりである。 1) 国民の意識向上 2) データ及び統計 3) 医療 4) 物理的環境・情報・通信・サービスのアクセシビリティ 5) 職業訓練を含む就労・雇用 6) 社会保護

[28] United Nation Lao PDR (2021) UN Country Team Joint Submission on the Progress towards the Implementation of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Lao PDR.
[29] UN Lao PDR (2022)

	7) 文化活動・レクリエーション・スポーツへの参加 8) 障害を包摂するガバナンス 司法へのアクセス、インクルーシブ教育、災害管理は優先分野として独立して設定されていない。NCPD と労働・社会福祉省が責任主体として指定されている。

政策名	第 9 次経済・社会開発 5 か年計画(The Ninth National Socioeconomic Development Plan 2021–2025)
施行年	2021 年
概要	後発開発途上国(Least Developed Country)卒業と持続可能な経済成長を目標に、経済・社会・環境・ガバナンスの 6 分野で国家開発を進める基本国家計画である。 第 8 次国家社会経済開発計画(2016-2020)における障害者の権利への言及は限定的だったが、第 9 次計画では、職業訓練と労働市場への平等なアクセス(成果 2.3)、機会均等と開発(成果 3.3)、若者(成果 3.4)、 社会保障サービス(成果 3.5)、UXO からの安全な生活(成果 3.6)、良き統治と司法(成果 6.3)など複数の成果項目において言及されている。 しかしながら、医療サービス(成果 2.1)、教育(成果 2.2)、インフラ(成果 5.1)、並びに予防・管理・災害復旧(成果 4.3)に関する成果指標においては、障害者の権利、障害者の包摂、アクセシビリティへの直接的な言及が見落とされている[30]。 労働・社会福祉省が同計画のモニタリングと報告を担当する。

政策名	障害者国家行動計画(The National Action Plan on Disabled Persons 2020-2025, 2026–2030)
施行年	2020 年
概要	NCPD により制定され、CRPD 実施を強化するため、障害者法、労働法、教育法、保健法、建設法の改正を目指している。ただし、本調査時点で同計画は公開されておらず内容を詳細に確認できなかった[31]。第 9 次国家社会経済開発計画のモニタリング・評価枠組、及び指標を導入した。2020～2025 年の指標は以下のとおり。 主要分野 1(意識啓発) ・ 官民セクターの従業員 2,000 名が CRPD 及び障害者の権利をより深く

[30] UN Lao PDR (2022)

[31] UN Lao PDR (2022)に同計画における分野別(医療保健、雇用、社会保障、アクセシビリティ)の取組について記載がある。これらは 2-3 に記載する。

	理解する ・ 障害者 5,000 名、その家族・介護者、OPD 代表者が障害福祉の基礎をより深く理解する 主要分野 2（データと統計） ・ 障害者に関する中央管理データベースを構築する ・ 公共部門の職員 600 名が障害データ収集・細分化に関する知識と能力を習得し、障害データ収集のための全国調査を 1 回実施する 主要分野 3（医療） ・ 400 名の医療従事者が、障害者へのサービス提供能力を強化する ・ 1,800 名の障害のある女性・子どもが性と生殖に関する健康の研修を受ける 主要分野 4（アクセシビリティ） ・ 政策立案者、技術者、医師、教師、家族、障害者介護者を含む 10,000 名が、CRPD に準拠したアクセシビリティに関する理解を深める ・ アクセシビリティ促進のための 3 つの法令が制定される ・ 「アクセシブルな公共施設に関する技術基準ガイド」が策定される

2－3. 障害関連施策

① 保健医療[32]

障害者国家行動計画（2020-2025）は、2025 年までに障害者を対象に含むサービスに関する医療従事者 400 名、及び障害のある女性・子ども 1,800 名に対する性と生殖に関する健康の研修実施を目標としている。2020 年から 2025 年にかけて保健分野で計画されている全活動に対する推定予算は 59 万米ドルである。

障害者法及び衛生・疾病予防・健康増進法（Law on Hygiene, Disease Prevention and Health Promotion）、医療法（Law on Healthcare）、健康保険法（Law on Health Insurance）は、健康情報・サービス、リハビリテーション、保健医療への平等なアクセスを保障しているが、パラレルレポート（2022）によれば、現行規制の認知度、権利意識、予算配分は不十分であり、障害者はあらゆるレベルにおいて、タイムリーかつ質の高い保健情報、治療、リハビリテーションへのアクセスにおいて障壁に直面している。

<u>健康状態</u>

国勢調査に基づく報告書[33]は、過去 10 年間における機能障害の原因変化を示している。1995 年には障害原因のほぼ半分を占めていた先天性要因及び UXO は、それぞれ 38%から 19%へ、10.6%から 4.4%へ減少した。疾病による機能障害発生率は 28.5%から 44.7%に増加

[32] UN Lao PDR (2022)
[33] Lao Statistics Bureau (2020)

し、障害発生の主要原因となった。国内の主な死亡・罹患原因は依然として感染症であるが、糖尿病、高血圧、がん、脳血管疾患などの非感染性疾患の発生率は増加傾向にある。今後、出生時平均余命が継続的に上昇することにより認知症など加齢に伴う機能障害や特別な医療ニーズの増加が加速する可能性がある。

ある地域別サンプル調査は、障害者がより劣悪な健康状態と福祉を経験していることを示している[34]。

表 3 障害者の健康状態

	ハン(Kham)郡 北東部シエンクワーン (Xiangkhouang)県	サイプートン(Xayphouthong)郡 中部カムムアン(Khammouane)県
過去 3 か月間に病気で 3 日以上仕事を欠勤、学校を欠席した	73.3%	54.2%
過去 3 か月間に医療を必要とした	56.0%	43.1%
リハビリテーションの内容を知らない	13.0%	46.1%

出所：パラレルレポート(2022)に基づき調査チームが作成

二地区を合わせた場合、医療サービスを利用できないと報告した障害者のうち、その障壁として直接費用負担(35.4%)、情報不足(29.2%)、医療機関までの距離(19.9%)が上位を占めた。

医療サービスの提供状況

ラオスでは医療施設の地域格差が大きく、交通インフラの不足、長距離移動、費用負担などが障壁となり、遠隔地の住民が医療・リハビリサービスにアクセスすることが困難である。そのため、政府は開発パートナーや NGO と連携し移動型の医療チーム(mobile clinics)を派遣し、遠隔地域で診療や保健活動を行っている[35]。

パラレルレポート(2022)によれば、障害者の医療ニーズは多様であるが、障害者向け医療サービスの大半は依然として身体障害者、特に UXO 事故被害者に重点を置いている。リハビリテーションや補助器具の提供に注力する一方、包括的な一次医療や継続的医療サービスはほとんど提供されていない。

視覚障害者や聴覚障害者向けのプライマリ・ヘルスケアサービスは特に限定的である。ビエンチャンにある保健省運営の眼科センターが視覚障害者にサービスを提供する唯一の専門施設である。聴覚障害者向けには、ビエンチャンのマホソット病院が適切な医療サービスを提供する国内唯一の専門施設である。

[34] Nguyen, L., Pryor, W. and Marella, M., et al. (2020) Community Based Inclusive Development (CBID) Demonstration Model Impact Assessment – Baseline Survey Report. World Education Inc, Vientiane。ただし、本調査では同報告書を入手できなかったため、パラレルレポート(2022)の引用に基づいて記載した。

[35] Lao Women's Union (2019) *Twenty-fifth Anniversary of the Fourth World Conference on Women and Adoption of the Beijing Declaration and Platform*.

医療サービスへのアクセス

パラレルレポート（2022）によれば、障害者が必要なサービスを受けるためには長距離を移動せざるを得ず、交通手段の不足や利用困難、高額な交通費といった追加的な障壁が生じている。ほとんどの診療所は、アクセシビリティに関する技術規制に基づいて設計されていない。

障害者に関する知識を習得した医療従事者の数は極めて少なく、その大半は、様々な種類や程度の障害のある人々にサービスを提供するためのスキルや経験を欠いている。知的障害及び自閉スペクトラム症（Autism Spectrum Disorder。以下、「ASD」という。）のある人々の診断・治療の専門性は未発達なままである。ビエンチャンで活動する臨床心理士はごく少数しか存在しない。現在、精神科検査・投薬・療法を提供しているのはビエンチャンのマホソット病院のみである。知的障害・ASD 児・者の介護者は近隣のタイやベトナムで支援を求める必要があり、高額な治療費と移動費が障壁となり、大半の家族は支援を受けられない状況にある。

全国 5 か所の公立医療リハビリテーションセンターに加えて、県レベルで小規模なリハビリテーションセンターが運営されている。しかし、特に遠隔地に住みメディアやデジタル機器を利用できない多くの障害者は、リハビリテーションの重要性や利用可能性を認識していないか、長距離移動に伴う交通費が負担できないため、これらのサービスの利用は限定的である。リハビリテーションサービスが利用可能な場合でも、専門的なサービスの提供は限られている。

支援機器

衛生、疾病予防及び健康増進に関する法律（Law on Hygiene, Disease Prevention, and Health Promotion）18 条・19 条に、福祉機器の無償提供が保障されている。しかし、パラレルレポートによれば、障害者の支援機器への認知度と利用率は低く、特に遠隔地では顕著である。義肢、松葉杖、車いす、眼鏡などの支援機器を利用していると報告した障害者は 28.7%であり、女性では男性より利用率が 68%低かった。

健康保険

国民健康保険制度（National Health Insurance）が 2016 年から本格的に導入され、2021 年時点で人口の約 94%をカバーしている[36]。障害者権利条約の事前質問事項に係るラオス政府の質問回答[37]（以下、「質問回答」という。）は、貧困層や障害者は、国民健康保険基金への保険料の納付義務が免除されるとしている。しかし、パラレルレポートによれば、障害者は健康保険基金への拠出が免除されておらず、特に遠隔地に住む障害者の大多数が無保険であり、知的障害、ASD、心理社会的障害のある人々に必要な健康診断や治療は、保険制度の対象外となっている。

② 教育

法整備状況

[36] Lao PDR (2022) *National Health Insurance Strategy 2021-2025*.

[37] Replies of the Lao People's Democratic Republic to the list of issues in relation to its initial report (2020)

2015 年に 2007 年教育法が改正され、49 条は貧困家庭や社会的弱者層に属する児童・生徒、障害児、ギフテッド、特に女子及び少数民族出身の児童・生徒は、規定に基づき支援を受ける権利を認めている[38]。同法にはインクルーシブ教育に関する言及はなく、障害者法が以下のように規定している[39]。

30 条　インクルーシブ教育
- 障害者は、実際の状態と能力に基づき、教育機関において他の学生と共に学ぶことができる。
- 障害児を受け入れる教育機関は、以下を行わなければならない
- 適切な教室及び学習場所、各障害種別に応じた特別に設計されたカリキュラム、適切な教具及び教材、学内における学習環境の整備
- 適切な教授・学習方法の適用、及び障害児のための有資格教員・介護者の採用の検討

31 条 障害者のための特別教育支援
- 知的障害、記憶障害、視覚障害、聴覚障害及び言語障害のある者に対しては、カリキュラム、教員、手話、点字、音声支援ソフトウェア、機器、メディアその他の教育・学習設備など、個別に対応した特別教育支援を提供しなければならない。

32 条 障害者の教育費用
- 教育機関は障害児の授業料及び諸費用を免除または減免しなければならない。

就学状況

UN ラオスによる CRPD 進捗報告書は以下のように報告している。
- 障害者の識字率は 52.9%であるのに対し、全人口では 86%である。
- 障害児の 43.16%が小学校に一度も在籍したことがないのに対し、全人口では 9.6%である。
- 障害者の就学継続率は一般人口より低く、就学機会を得た者の 20%以上が小学校修了前に中退し、初等教育を修了したのはわずか 16.8%（一般人口は 20.8%）である。
- 障害児の 9.1%が高校に進学したのに対し、障害のない学生の進学率は 28.7%近くに達した。この傾向は高等中等教育機関から大学への移行段階でも繰り返され、障害のある学生の高等教育機関への進学率は障害のない学生の 2.2 倍低かった。

インクルーシブ教育

質問回答（2020）によれば、1,968 校で 5,075 人の障害のある児童・生徒を登録し、81 人の専門教員（ラオス手話及び点字）を養成し、インクルーシブ教室向けに 2,151 人の教員を養成した。政府はまた、239 名の障害のある児童・生徒（女子 113 名）に対し、月額 20 万キップを 12 か月間支給する手当の形で支援を提供するとともに、就学前教育から高等ディプロマ教育レベル

[38] 質問回答(2020)
[39] UN Lao PDR (2022)

までの授業料免除など、その他の支援措置を実施している。

特別学校

ラオス政府が障害者権利委員会に提出した政府報告書（以下、「政府報告」と記す。）[40]によれば、ビエンチャン、ルアンパバーン県、サワンナケート県には保健省の管理下で運営される特別学校が 3 校あり、22 名の教員（うち 17 名が女性）が在籍し、183 名の障害児（うち 74 名が女子）が通学している。このうち 121 名が聴覚障害児（うち 50 名が女子）、62 名が視覚障害児である。

こうした状況について、国連障害者権利委員会は以下を懸念事項として挙げている。

- インクルーシブ教育の進展が限定的である
- 特別学校が保健省管轄下である
- 障害者の非識字率が高い
- 学校までの距離や公共交通機関の不足により通学が困難である
- 一般教育システムにおける合理的配慮の欠如を理由に、障害のある生徒の退学率が高い
- 教師及び非教育職員に対するインクルーシブ教育の権利に関する研修が不十分であり、特に農村地域において顕著である
- 教職員、障害のない児童・生徒及びその保護者に障害児の通常教育への受入れへの否定的な態度がある
- あらゆる教育段階、特に遠隔地居住者や少数民族に属する障害のある児童・生徒のためのアクセシブルな教材、学習環境、個別の配慮が不足している
- 特に知的障害児や ASD 児、障害のある女子、ハンセン病の影響を受けた児童が教育から排除されている
- 障害のある人々が高等教育を受ける機会が限られている
- データ収集が身体障害のある児童のみに焦点を当てている

③ ジェンダー（障害女性等）

法整備状況

ラオス政府は、1981 年に「女子差別撤廃条約（the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women。以下、「CEDAW」という。）」を批准した。女性の地位向上を保護・促進するために「女性の地位向上のための全国委員会（the National Commission for the Advancement of Women）」を設置し、障害者を含むジェンダーの役割と公平性の促進に大きな注意を払っている。これに伴い、2004 年には「女性の開発及び保護に関する法律（Law on the Development and Protection of Women）」が公布された[41]。また、刑法（2005 年）

[40] Initial report submitted by the Lao People's Democratic Republic under article 35 of the Convention (2016)

[41] 政府報告(2016)

第 177 条は、いかなる女性を差別する者、隔離する者、または性別を理由として、差別的取扱いを行い、もしくは女性の政治的、経済的、社会文化的または家族的活動への参加を妨害もしくは制限した者は、1 年以上 3 年以下の懲役及び 100 万キップ以上 300 万キップ以下の罰金に処する、と規定している[42]。2015 年憲法は第 35 条に男女平等を明記し、CEDAW の主要規定を内面化した。政府は、5 カ年国家女性に対する暴力防止行動計画（NAPEVAWC）（2021-2025）を策定し、女性に対する暴力対策を進めている。同行動計画（2021-2025）は、障害のある女性に言及し、とりわけ障害別行政統計データと、障害のある女性・女児のニーズに合わせたサービス提供を優先課題としている[43]。

障害女性の状況

UN Lao PDR（2022）の報告によれば、軽度障害者の 49.8%、中度障害者の 51.0%、重度障害者の 52.2%が女性である。また同報告は、障害女性のサービスへのアクセスや社会経済活動への参加において障壁があり、公共の場所に障害者が使用できるトイレ（WASH[44]施設）が整備されていない場合に最も顕著であると述べている。北京会議（1995）で定めたジェンダー平等目標の進捗を総括した Beijing+25（2020）におけるラオスの国家レビューによると、遠隔地住民、非正規労働者、貧困層、低学歴者、障害者を含む脆弱な立場の女性は依然として差別に直面している。この影響を軽減するため、情報文化観光省（MOICT）は開発パートナーと連携し、地方自治体職員を対象としたワークショップを実施することでジェンダー及び人種関連問題に関する啓発キャンペーンを展開している。

UN Lao PDR（2022）によると、全体人口では男女の雇用率はほぼ同等である（女性 67%、男性 69.7%）であるが、障害女性の雇用率は 38.1%であるのに対し、障害のある男性は 54.9%である。さらに、障害女性の 32.5%が主婦であるのに対し、障害男性では 18.4%であり、障害女性は男性に比べて専業主婦となる可能性が 2 倍高い。収入を得る機会を減らし、社会参加を妨げている。

表 3 に示した地域別サンプル調査では、障害の有無にかかわらず、女性の 25%が自身の健康状態を「悪い」と評価し、男性と比べて医療サービスを必要とする可能性が 40%高かった。また二地区において、障害女性は障害男性と比べて支援機器を利用する可能性が 68%低いと報告されている。

④　職業訓練、雇用、就労

法整備状況

政府報告によれば、「改正労働法（Law on Labor, 2013 No.43/NA）」第 4 条第 2 項では、「国は、貧困削減の観点から、低所得者、障害者、失業者及び社会的問題を有する者が自らの職業

[42] Lao Women's Union (2019)
[43] UN Lao PDR (2022)
[44] Water, sanitation and hygiene。

能力を開発し、求職サービスへアクセスできるよう支援する」としており、第 33 条第 1 項では、雇用機会の創出の構成要素として「自営業、出身村での就労及び在宅勤務の促進、及び社会的弱者、女性、障害者及び高齢者の雇用」が挙げられている。障害者法は、第 38 条において障害者の雇用について、障害者は公的・私的組織を問わず、あらゆる企業・機関の採用に応募でき、賃金、給与、昇進、地位及び福利厚生において他の人々と同等の待遇を与えられなければならないと規定している。第 39 条は自営業を営む障害者には、資金調達、投資、関税・税制上の優遇措置へのアクセスを容易にする政策を提供するとしている。

UN Lao PDR（2022）によれば、障害者の雇用及び職業訓練について障害者国家行動計画（2026-2030）は 2030 年までに障害者の雇用率の 10%向上を目指している。具体的な取組を以下に挙げる。

1) 技術・職業教育訓練（Technical and Vocational Education and Training。以下、「TVET」という。）及び障害者の雇用に関する法律の制定または改正
2) TVET プログラムの施設・カリキュラムを改善し、障害者のニーズに適切に対応する
3) 公立・私立 TVET 施設の教員に対する障害者研修を実施する
4) 障害学生の TVET 費用を軽減または免除する
5) 障害者雇用枠を設定する
6) 障害者の生計向上活動に対しシード資金を提供する

就労状況

質問回答（2020）によると、2016 年から 2019 年にかけて、680 名の障害者が職業訓練を終え、その大半が就労した。ただ、その内訳を見ると自営業が 522 名と大多数を占める一方で、学位取得者が有利な官公庁や民間企業への就職者は少ない。UN Lao（2022）の報告によれば、

- 10 歳以上の障害者の 46.5%が雇用されているのに対し、非障害者では 68.4%である。
- 障害者の失業率は 4%であるのに対し、非障害者では 1.3%である。
- 視覚・聴覚障害者の就業率は 40%であるのに対し、その他の障害種別では 30～35%にとどまっており、身体障害・知的障害者の方が失業を経験する可能性が高いことを示唆している。
- 障害者の労働力参加率は 70%であるのに対し、非障害者は 82%である。
- 15～24 歳の障害のある若者は、障害のない若者と比べて、就労・就学・職業訓練のいずれにも属さない状態にある可能性が 7 倍高い。
- 障害者の大学卒業率はわずか 4%であるのに対し、非障害者では 13%である。

職業訓練

質問回答（2020）によれば、政府は障害者センター及び一般職業訓練センターにおける職業訓練受給のための環境整備を進めており、2016 年から 2019 年までに計 680 名の障害者が訓練課程を修了した。卒業生の大半は就職しており、522 名が自営業者となった。一方、政府機関や企業に就職した者は少数に留まっている。これは、学位を取得して卒業した障害者の数が依

然として少数であるためである。パラレルレポートは、技術的・組織的・財政的能力及び人的資源の制約により、障害者の雇用に向けた訓練及び TVET 分野における事業は、断片的で非認定の技術コースに限定され、主に身体障害及び視覚障害のある会員を対象としており、市場の需要と乖離していることを報告している。

ラオス障害者女性開発センターは、身体障害のある女性と介護者、特に貧困層・準貧困層世帯、少数民族、孤児を対象に、裁縫・針仕事、織物、製紙、コンピュータースキル、事務管理、プロジェクトサイクル管理などに関する 6 か月間の技術訓練を実施している。過去 5 年間で、10 県にまたがる 152 名の障害のある女性が当センターの研修を受講し、修了者の 65%が自営業を含む就労を果たした。研修参加者のうち 15%が賃金労働に就労した[45]。

盲人協会及び視覚障害者協会も、会員を対象に 6 か月間の視覚障害者マッサージ師向け技術訓練を定期的に実施している。2016 年以降、135 名の視覚障害者がマッサージ訓練を受け、うち 70 名がその後雇用された。

⑤　社会保障、障害福祉サービス

法整備状況

障害者法第 29 条は、貧困状態にある障害者及び扶養家族がいない障害者について、リハビリテーション費用、並びに支援機器の費用免除を規定している。第 41 条は貧困・困窮状態にある障害者、または自己支援が困難な障害者は、家族・社会・政府からの支援に加え、補助を受ける資格を有するとしている。ただし、質問回答（2020）は、厳しい社会経済状況下において、政府は月額手当のような制度を提供していないと報告している。

また、政府は 2018 年に社会保障法を改正し（Social Security Law No.54/NA）、社会保障基金への保険料の納付者及びその遺族、傷痍軍人を給付対象とした[46]。給付額は障害等級ごとに最終給与または平均保険料に応じて計算される。障害者法は国家予算、個人・法人・市民社会・国際機関からの拠出金、及び障害者活動により資金調達される障害者国家基金の設立を規定している（第 54 条・第 55 条）。基金は、障害者の職業訓練・技能開発・雇用促進、緊急時における障害者支援、障害者を含む貧困世帯への手当などに充てられる。UN Lao PDR（2022）によれば、基金の予算配分、財源、年間実績は公開されていない。

OPD からの指摘[47]によると、政府の社会保護プログラムは、就労不可能な退役軍人や、労災で働けなくなった人を主に支援するもので、その他の就労不可能な障害者は支援の対象ではない。

障害者に関する国家行動計画（2026-2030）は、国家社会保護サービスの恩恵を受ける障害者数を 30%増加させることを目指している。2026 年から 2030 年にかけての社会保護分野に

[45] パラレルレポート（2022）

[46] 国際労働機関（International Labour Organization。以下、「ILO」という。）(2024) *Review of the Social Security Law (amended version) 2018 of the Lao People's Democratic Republic* によると、2018 年改正法の再改正が進められている。

[47] UN Office of the High Commissioner for Human Rights (2014) *Universal Periodic Review: A Stakeholders report prepared by Lao Disability Network, Lao PDR.*

おける計画された全活動のための推定予算は 113 万米ドルである。具体的な行動として以下を挙げている。

- 障害者の社会保護に関する法律の制定または改正
- 障害者向け社会保護政策の改善による国民健康保険基金（NHIF）、国家社会保護制度（NSSP）、貧困削減基金へのアクセス向上

サービス提供の実態

国家社会保障戦略（2020）は、社会福祉分野の課題として以下を挙げている。

- 3 歳未満児、特別な保護を必要とする児童、障害者、独居高齢者または年金受給者でない高齢者、失業者、その他の脆弱者層に対して、体系的な社会福祉サービスや給付が提供されていない。
- 貧困層の児童・生徒の費用を賄うための学校運営予算が不十分である。
- 学齢期児童への栄養支援プログラムは不十分であり、栄養支援プログラムはドナーによる資金提供に依存している。
- これらの課題に対処するための予算配分が限られているため、将来の社会に対する脅威となっている。

また、パラレルレポートによると、現行の社会保障制度は、非正規雇用や農業に依存する障害者の多くを保障の対象外としている。これらの障害者は低所得で、所得が不安定で、労働条件も劣悪であり、生計手段を失ったり病気になった場合に受けられる保障は、たとえ存在しても限られている。改正社会保障法（2018）による給付を受給している障害者及び介護者の数は極めて少ない。アクセスに影響を与える要因としては、地域社会や家庭レベルでの制度への認知度の低さ、情報へのアクセスや申請手続きの障壁、公的機関による認証を受けた身分証明書や障害者証明書の不足などが挙げられる。

⑥　運輸交通、都市開発（アクセシブルなまちづくり等）

法整備状況

障害者法第 44 条は、建物や場所を所有する個人、法人、及び団体に障害者のための設備を建設、設置、または提供することを義務付けている。第 45 条は、公共交通機関に障害者のための施設の建設、設置及び提供を義務付けているほか、障害者に公共交通機関の利用運賃の免除または減額を定めている[48]。質問回答（2020）によると、建築法（2009）に基づき、政府は障害者が建物、公共空間や交通機関を含む施設をより利用しやすくするため「バリアフリー基本基準ハンドブック[49]」をまとめ、都市部及び一部の農村部において、学校、病院、政府庁舎、民間建築物などの施設へのアクセスが整備・改善されたことを報告している。同ハンドブックに基づ

[48] UN Lao PDR（2022）

[49] Hand Book on Basic Standards of Facilitations for Persons with Disabilities。パラレルレポート（2022）にも同様の報告がある。

いて作成された Lao Building Code（2016）は、屋内のドアの幅員、階段の踏み板のサイズ、階段への手すりの設置、視覚障害者向け点字表示や聴覚障害者向けの視覚的な案内など細部にわたり標準を設定した。障害者国家行動計画（2020-2025）は以下の目標を掲げている[50]。

- CRPD に準拠したアクセシビリティマニュアルを作成し、中央及び地方レベルの関連政府職員にアクセシビリティに関する研修を提供する。
- アクセシビリティに関連する法律を制定または改正する。
- 点字及び手話による各種プログラムを制作し、メディア及び教育に導入する。
- 関係職員及び障害者に対する点字及び手話に関する研修を実施する。
- アクセシビリティに関する国家基準を策定する；及び中央及び地方レベルの関連政府職員に対する研修を提供する
- 建物及び公共施設のアクセシビリティに関する評価を実施する
- アクセシブルな公共インフラの改善及び建設に関するパイロットプロジェクトを実施する。

アクセシビリティに関し、同行動計画は以下の 3 つの指標を設けている。

- 政策立案者、技術者、医師、教師、家族、障害者の介護者を含む 1 万人以上がアクセシビリティに関する理解を深める
- 障害者のアクセシビリティに関連する法令を少なくとも 3 件制定または改正する
- 建設と維持管理の両方に焦点を当てた「公共施設のアクセシビリティに関する技術基準ガイド[51]」を策定・承認する。

UN Lao PDR（2022）によると、新設された鉄道駅は、障害者が利用しやすく、車いすにも配慮されている。また、ADB 等の協調融資による「ビエンチャン持続可能な都市交通プロジェクト[52]」によるバス高速輸送システム（BRT）が進行中である。28 カ所の BRT 停留所すべてにおいてユニバーサルデザイン対策が実施される。また、50 台の新型バッテリー式電気バスが導入される予定だが、障害者向けの車内バリアフリー機能については現時点で不明である。

バリアフリー化の実態

障害者国家行動計画（2020-2025）は、環境、交通、情報、通信が一般的に障害者にとって依然として利用できない状態にあることを報告している。具体的には、バリアフリーのスロープ、エレベーター、 WASH 施設、標識、舗装、交通車両、点字による通信、音声入力・出力技術が不足している。パラレルレポート（2022）は、全国の公共建築物の多くは、スロープ、エレベーター、バリアフリーの入口、通路、障害者対応の衛生設備、及び案内表示を備えていないと指摘している。多くの所管省庁、特に州や地区レベルでは、アクセシビリティに関する義務について、依

[50] UN Lao PDR（2022）
[51] Technical Standard Guide on Accessible Public Facilities. 本調査実施時において同基準に関する情報は得られなかった。
[52] Vientiane Sustainable Urban Transport Project: VSUTP.
https://www.vientianetimes.org.la/freefreenews/freecontent_238_Construction_y24.php（参照 2026-3-15）

然として認識が不足している。その結果、既存及び新規の施設は、依然基本的なアクセシビリティ基準を満たしていない。国内の公共インフラにおけるアクセシビリティの普及状況を把握するための、体系的なデータ収集やモニタリングの取組は行われていない。また、ユニバーサルデザインの基準を満たしている国営マスメディアや政府機関の数に関する情報も存在しない。

公共交通機関について、UN Lao PDR(2022)はラオスにおける交通手段は自家用車及びバイクへの依存度が高いと報告している。2011 年には、 毎日の移動の 67%をオートバイが占めており、これに対し公共交通機関の利用率は推定 0.6%にとどまっている。トゥクトゥクは通勤手段の主な代替手段であるが、乗降が困難であり、運転手が乗降の介助という負担を理由に、障害者の乗車拒否を行うという報告も寄せられている。パラレルレポートによると、交通事業者は法律に基づく自らの責任を認識しておらず、また、当局による監視もなされていない。交通インフラに関する義務的なアクセシビリティ基準は存在せず、すべての交通車両が基本的なアクセシビリティ要件さえ満たしていないため、障害者とその家族が移動支援のために外部サービスを利用することは困難である。

⑦ 情報アクセシビリティ

UN Lao PDR(2022)によると、マスメディアが多様な視聴者層に向けたコンテンツの製作を促す政策や、情報・通信アクセシビリティの進捗状況の監視体制が欠如しているため、障害者に配慮した情報サービスに関する小規模な研修や資源開発が、主に国際的な開発パートナーを通じて支援されているに過ぎない。ラオス盲人協会(LAB)が、Windows システムやサードパーティ製アプリケーションへのアクセスと操作性を改善するために開発したラオス語音声入力ソフトウェアのパイロット版は、現在稼働していない。

ラオス手話はいまだ公式に認められておらず、これが聴覚障害者の社会的・教育的交流を制限している。ろう協会(Association for the Deaf: AFD)によると、現在国内には通訳者が 10 名未満しかおらず、公共サービスにおいて手話通訳制度は存在しない。

パラレルレポートによると、情報へのアクセスは主に口頭や書面によるコミュニケーションを通じて提供されている。このため、聴覚障害者、視覚障害者、知的障害者、ASD のある人々は情報から取り残されている。これは自然災害やパンデミックなどの緊急事態における障害者の脆弱性を高めている。

⑧ 防災

災害管理法(2019、Low on Disaster Management, No. 71)は、中央災害対策委員会(Central Disaster Management Committee)の設置を規定している。労働・社会福祉省が事務局を務め、関連省庁、非政府組織、国際機関、及び外交使節団との間で、災害リスク管理の優先事項に関する全体的な調整を担当する。首相が委員を任命し、15 名の副大臣に加え、ラオス国家発展戦線、ラオス革命青年同盟、及びラオス赤十字社で構成される。NCPD 及び OPD は構成員に含ま

れていない。

UN Lao PDR（2022）によると、「災害リスク軽減に関する国家戦略（National Strategy on Disaster Risk Reduction。以下、「NSDRR」という。）2021-2030」は、早期警報、避難、情報共有、意識啓発、及び地域の緊急時対応計画に重点を置き、高リスク地域における地域社会の能力構築に向けた地域計画と目標を改善することにより、地域社会ベースの防災プログラムへの障害者の包摂を約束している。また、同戦略は、災害時に心理社会的支援を含む障害者を包摂した保健サービスの重要性を指摘している。NSDRR は、早期警報システムや緊急情報において、包括的かつアクセシブルな情報に重大な不足があることを認識し、早期警報システム能力強化の取組の中核として、この課題の解決を目指している。NSDRR は、「Community-Based Disaster Risk Reduction, CBDRR マニュアル」によって補完されている。同マニュアルは、障害のある人々をその他の脆弱なグループと同様に、災害に備える際の地域計画や意思決定に参画させるべきコミュニティのステークホルダーとして位置づけている。また、障害のある女性や、様々な種類の障害を記録することなど、基本的な交差性に関する事例も掲載している。

2021 年のサイアブリー（Xayabouly）県洪水（10 郡にまたがる 43 の村が被災し、2,747 世帯、約 13,297 人（うち女性 6,524 人）が影響を受けた）では、労働・社会福祉省と国連関係機関が共同で実施した世帯レベルの基礎的な影響・生計・食料安全保障評価に障害に関する項目が組み込まれた。その結果、回答者の 4.3%が何らかの困難を抱えていると回答し、視覚障害と歩行障害の有病率が最も高かった。

3. 国際条約及び国際協力等の実績

3－1. CRPD 批准による対応状況[53]

ラオス政府は 2008 年 1 月 15 日に CRPD に署名し、2009 年 9 月 25 日に批准している。選択議定書には批准していない。2016 年に障害者権利委員会に政府報告書を提出した。建設的対話を経て、2022 年に権利委員会は総括所見を採択した。総括所見では、障害者の権利を促進するための公共政策の枠組みを確立するために講じられた措置、特に女性・子どもに対する暴力防止法（2014）、改正憲法（2015）、障害者法（2018）、改正スポーツ・エクササイズ法（2019）の制定や、障害者国家戦略及び行動計画（2020-2030）の策定などが評価された。一方で、直ちに講じるべき措置として、障害者権利委員会は CRPD の実施及び監視のプロセスにおいて、OPD との緊密な協議及び積極的な関与を強化すること、あらゆるレベルの通常教育制度においてすべての障害のある児童・生徒が質の高いインクルーシブ教育を受けられるよう確保すること等を強調している。次回の政府報告提出期限は 2033 年である。

3－2. マラケシュ条約実施状況

2026 年 3 月時点で、ラオス政府はマラケシュ条約に批准していない。障害者法第 42 条は、「障害者は、出版物、電子媒体、ソーシャルメディア、その他適切な形態のメディアを通じて情報にアクセスすることができる」とし、そのために「組織及び関連部門は、障害者が情報にアクセスできるよう支援する環境を整えなければならない」としている。

パラレルレポートは、技術的、組織的、財政的な能力や人的資源が限られていること、また公共事業・運輸省や情報・文化・観光省との連携が不十分なことから、OPD によるアクセシビリティ分野での取組は限定的であると報告している。通信技術やシステムを含む、インクルーシブでアクセシブルな情報に関するプログラム策定やアドボカシー活動に、体系的に関与している障害者支援機関は存在しない。

3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組

国連統計局の持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」という。）指標データベースによると、指標 1.3.1「社会保障制度によって保護されている人口の割合」において、2021 年時点における重度障害者の障害手当受給割合は 0.3%である[54]。障害者に関する指標は同指標のみである。

ラオス政府は、2018 年、2021 年及び 2024 年に各国政府が SDGs の達成状況や政策の進捗を国連のハイレベル政治フォーラムに報告する自発的国家レビュー（VNR）を行った。第 3 回 VNR 報告書（2024）によると、若者との協議、市民社会組織ネットワークとの協議、キックオフ会議、及びステークホルダー協議に OPD が参画し、報告書草案に対するフィードバックを提供

[53] https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=LAO&Lang=EN（参照 2026-3-15）

[54] https://unstats.un.org/sdgs/dataportal/countryprofiles/（参照 2026-3-15）

するとともに、報告書の作成において障害者の視点や経験が確実に反映されるよう努めた。

3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組

ラオス政府は、CEDAW を 1982 年に批准した。最新の総括所見は 2024 年に採択されており、障害女性を含む周縁化された女性の教育・社会保護・支援サービスへのアクセスの不足を指摘し、障害別データの整備とインクルーシブ政策の強化を勧告している。

ラオス政府は、子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child）を 1991 年に批准した。最新の総括所見は 2018 年に採択されており、貧困と民族的出自及び障害の強い結びつき、障害児の社会的スティグマ、統計データの不足、早期支援体制の弱さを指摘し、インクルーシブ教育制度の整備を勧告している。

また、ラオス政府は、障害者が適切な職業リハビリテーションを受け、他の人と平等に雇用機会へアクセスできるよう、各国に対して国家政策の策定と実施を求める国際条約である障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約（ILO159 号条約）[55]を批准していない。

3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績）

• 日本政府[56]

【技術協力プロジェクト】

・ UXO Lao の組織能力強化のための人材育成プロジェクト（2025～2027）
・ 貧困削減に資する UXO Lao の実施能力強化プロジェクト（2019～2023）

【無償資金協力】

・ 低所得層青年の生計向上のための高齢者及び障がい者介護技能訓練による就業促進（日本 NGO 連携無償）（2024～2027）
・ フアパン県ビエンサイ村の PPT（Pro-Poor Tourism）戦略アプローチによるインクルーシブな地域活性化事業（日本 NGO 連携無償）（2023～2026）
・ トゥムラン郡における就学前及び初等教育の学習環境改善事業（日本 NGO 連携無償）（2022～2025）
・ ラオスにおける女性を主とする障がい者の小規模起業支援事業（日本 NGO 連携無償）（2021～2024）
・ 子ども向け不発弾回避教育の持続的実施体制の構築と脆弱層への生活基盤強化プロジェクト（日本 NGO 連携無償）（2022～2024）
・
・ チャオ・アヌウォン・スタジアム改築計画（2024～2026）
・ 障がい者のモビリティ向上のための手漕ぎ三輪車改良型開発支援（日本 NGO 連携無償）（2020～2023）

[55] Vocational Rehabilitation and Employment (Disabled Persons) Convention、1983 年発効。
[56] JICA 国別事業一覧（https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/kusanone/country/project/laos.html）、外務省国別約束情報（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html）を基に記載。

・ フアパン県障害者就労支援センター支援事業（日本 NGO 連携無償）（2019～2021）
・ ラオスにおける知的障害者社会自立のための生活・就労支援プログラム（日本 NGO 連携無償）（2017～2020）

【草の根技術協力事業】
・ ラオス障害者スポーツ普及促進プロジェクト（2022～2027）
・ 知的・発達障害を持つ子供の社会自立を目指したインクルーシブ教育・就労支援の実践（2023～2026）

• 他ドナー

【国際機関】

国際連合児童基金（United Nations Children's Fund：UNICEF）
・ 障害のある子どもを対象とした地域密着型児童保護サービス（Community-Based Child Protection Services for Children with Disabilities）（2017～2020）[57]

国際連合開発計画（United Nations Development Programme：UNDP）
・ CRPD 実施における参画強化（Strengthening participation in the implementation of the CRPD）（2021～2022）[58]
・ 公共サービスの効率化とアクセシビリティ向上プロジェクト（Lao PDR Efficiency and Accessibility of Public Services Project (LEAP)）（2024～2028）[59]

国際連合教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization：UNESCO）
・ インクルーシブ教育のための障害インクルーシブ統計データ（Disability-Inclusive Data for Inclusive Education）[60]

【二国間援助機関】

米国国際開発庁（United States Agency for International Development: USAID）
・ ラオスにおける障害者のための機会（Opportunities for Persons with Disabilities in Lao PDR: Okard Project）（2017～2027）[61]

オーストラリア外務貿易省（Department of Foreign Affairs and Trade）
・ 障害者エンパワメント能力協力（Disability Empowerment Skills Exchange: DESE）（2019～

[57] https://www.ilo.org/asia/projects/WCMS_756752/lang--en/index.htm, https://www.unicef.org/laos/reports/project-review-and-documentation-report?utm（参照 2026-3-15）
[58] https://www.undp.org/laopdr/projects/strenghtening-participation-implementation-un-convention-rights-persons-disabilities-crpd-convention-lao-pdr（参照 2026-3-15）
[59] https://www.undp.org/laopdr/press-releases/one-door-service-centres-strengthen-disability-inclusive-public-services-through-undp-and-dida-training（参照 2026-3-15）
[60] UNICEF との共同事業。https://www.unesco.org/en/articles/disability-inclusive-data-workshop-advance-inclusive-education-lao-pdr（参照 2026-3-15）
[61] 「Okard」はラオス語で「機会」を意味する。障害者の社会参加・自立・雇用機会の拡大を目的とする。国際 NGO の World Education を通して実施。https://la.usembassy.gov/usaid-okard-celebrating-the-successes-of-disability-inclusive-development-in-laos/（参照 2026-3-15）

2022）[62]

・ ラオスにおける基礎教育の質とアクセス（Basic Education Quality and Access in Laos: BEQUAL）（2015～2022）[63]

欧州連合（Europian Union）

・ 教育制度の強化に向けた連携（Partnership to Strengthen the Education System: PSES）（2018-2024）[64]

韓国国際協力団（Korea International Cooperation Agency: KOICA）

・ 移動診療所を通じた妊産婦・新生児・小児の保健サービス強化（Strengthening Maternal, Neonatal and Child Health Services through Mobile Clinics）（2016～2020）[65]

中国商務部（Ministry of Commerce of the People's Republic of China）

・ マホソット病院拡張（2018～2021）[66]

【国際 NGO】

Humanity & Inclusion[67]

・ インクルージョンの種プロジェクト（Sowing the Seeds of Inclusion: SOS-IE）（2021～）
・ 不発弾被害者のリハビリテーション・社会復帰支援プログラム（UXO victim rehabilitation and inclusion programmes）（2018～）

CBM（Prosthetic and Orthotic Worldwide Education and Relief）

・ 地域に根差したインクルーシブ開発（Community-Based Inclusive Development）（2018～2022）

アジアの障害者活動を支援する会（Asian Development with the Disabled Persons: ADDP）

・ ラオスろう教育向上プロジェクト（2023～）[68]

他に複数の JICA 草の根技術協力事業を実施している。

[62] https://www.abc.net.au/abc-international-development/projects/disability-empowerment-skills-exchange（参照 2026-3-15）
[63] https://bequal-laos.org/2018/11/30/supporting-children-with-disabilities-to-attend-school-celebrate-international-day-of-people-with-disabilities-2018/（参照 2026-3-15）
[64] https://www.unicef.org/laos/press-releases/ministry-education-eu-and-unicef-advance-education-lao-pdr（参照 2026-3-15）
[65] UN Lao PDR（2022）
[66] https://china.aiddata.org/projects/64210, https://kpl.gov.la/EN/detail.aspx?id=63173（参照 2026-3-15）
[67] https://www.hi.org/en/country/laos, https://www.hi.org/en/news/in-laos--hi-is-accompanying-200-children-along-the-road-to-education（参照 2026-3-15）
[68] https://en.nippon-foundation.or.jp/news/articles/2023/20231017-95488.html（参照 2026-3-15）

4. 障害関連団体の活動概況

4－1. 障害当事者団体の活動概要

UN Lao PDR(2022)によると、ラオスの OPD の取組は、主に啓発、教育、技能開発の分野における断片的なサービス提供に重点が置かれており、多くの場合、国際 NGO の小規模助成プログラムからの資金援助に依存している。主に身体障害者を代表する LDPA と LWWDA のみが、NCPD の会合に参加している。これらの二団体は、国家障害者国家戦略・行動計画(2020-2030)」の起草や、CRPD の政府報告(2016)、質問回答(2020)の作成に参加した。また、OPD は NCPD 事務局以外では、各省庁との提携関係を有していない。

団体名	概要
ラオス障害者協会(Lao Disabled People's Association: LDPA)[69] http://www.ldpa.org.la	2001 年設立。全国に 13 の地方支部を持つ。CRPD の履行、雇用、情報支援、アクセシビリティ、補助器具・機器、男女平等、収入創出等の分野で活動しており、現在は障害者の生計支援に重点を置いている。2005 年以来、国際機関の支援を受けながら、労働・社会福祉省と連携し、中央及び地方レベルの行政職員を対象としたワークショップ、セミナー、会議を開催した。NCPD は LDPA と協力し、毎年「全国障害者デー」、「国際障害者デー」、「国際ろうあ者デー」、「世界自閉症啓発デー」等のイベントを主催し啓発に努めている。 2017 年、特にマホソット病院へ通院する障害者を支援するため、ビエンチャン市内を運行する 4 台のバリアフリータクシーによる障害者インクルーシブ・タクシー事業を開始した。
ラオス障害女性協会(Lao Women's with Disabilities Association: LWWDA) http://laodisabledwomen.com/	職業訓練や生活技能訓練を通じた障害女性のエンパワメントや啓発活動を行う。2018 年、LWWDA 代表は、ラオス政府代表団の一員として、CEDAW 委員会との建設的対話に出席した[70]。また、2022 年 6 月時点で、LWWDA の委員長が国内の非政府組織(NPA)を代表する権限を付与されているラオス市民社会組織調整委員会(LCCC)労働チームを率いている。
ろう協会(Association for the Deaf: AFD) http://www.laodeaf.org	2013 年設立。ラオスの聴覚障害者の権利を促進するための自助団体で、職業訓練、手話通訳の提供・研修、手話辞書の編纂、ろう学校教員への研修、政府職員の意識啓発

[69] 本調査で実施したアンケート調査、各団体ウェブサイト、パラレルレポート(2022)、UN Lao PDR(2022)及び政府報告(2016)に基づいて記載。

[70] Lao Women's Union (2019)

	を実施。AFD は中等学校・高等学校を卒業したろう者を職業訓練センターや特別学校などの就職先、カオニウ劇団、ADDP に繋ぐ重要な役割を担っている[71]。
ラオス盲人協会（Lao Association for the Blind: LAB） http://www.lablao.org	2 つの地方支部を持つ。視覚障害者が自立し、社会に参加できるよう、教育の機会や職業訓練を提供。
自閉症協会（Association for Autism: AFA） http://www.laoautism.org	2005 年設立。2012 年には正式に非営利団体として登録された。ASD 児・者の権利を促進し、適切なサービスへのアクセスを改善し、ASD 児・者とその家族が充実した生産的な生活を送れるように教育、治療、訓練を提供している。二県で民間自閉症センターを支援しており、これらのセンターでは ASD 児に対して就学前教育及び初等教育を提供している。

4－2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
COPE（Cooperative Orthotic and Prosthetic Enterprise） www.copelaos.org/index.html	1997 年設立。UXO 被害者への対応を目的とする共同事業体。義肢装具、リハビリテーションサービスを提供する。
アジアの障害者活動を支援する会（Asian Development with the Disabled Persons: ADDP） http://www.addp.jp/	日本の非営利活動法人。1990 年代からラオスを中心に障害者支援を展開している。職業訓練や就労支援センターの設立、知的障害者への日中活動・個別支援、パラスポーツの普及などを通じて、当事者の自立と社会参加を促進する。また、日本政府等の資金協力のもと、地域社会と連携しながら生活向上と社会的包摂の実現に寄与している。

[71] パラレルレポート（2022）

5. 障害者が直面する障壁・ニーズ[72]

5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ

ラオスにおいて、障害者は非障害者より高い医療ニーズを有する一方で、複合的な障壁に直面している。第一に、医療費や交通費といった経済的負担が大きく、特に地方部では都市部の医療施設へ移動するために家畜を売却する事例も報告されている。第二に、医療サービスの地理的偏在が顕著であり、高度医療や専門サービスはビエンチャンに集中し、地方では十分なサービスを受けられない。さらに、医療施設の多くはバリアフリー設計ではなく、手話通訳や点字資料も欠如しており、コミュニケーション障壁が重大な問題となっている。 加えて、医療従事者の障害理解や対応能力の不足、知的障害や精神保健分野のサービス未整備も指摘される。これらを踏まえ、地域レベルでのリハビリ体制整備、アクセシブルな医療情報提供、専門人材の育成、交通費を含む経済支援の強化が重要なニーズである。

5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ

障害児の教育においては、就学率の低さと継続困難が大きな課題である。統計では障害児の未就学率は障害のない児童より著しく高く、また中等教育への進学率も低い。その背景には、学校までの距離や交通手段の欠如といった物理的障壁に加え、学費や教材費などの経済的負担がある。さらに、教師の障害理解や指導能力の不足、合理的配慮や教材・情報通信技術（Information and Communication Technology。以下、「ICT」という。）の欠如により、在籍しても学習が成立しないケースが多い。また、いじめや「障害児は学べない」という社会的偏見も教育参加を阻害している。特に知的障害や ASD のある児童については受入拒否や分離が見られる。これらを踏まえ、教員養成の強化、インクルーシブ教育の実装、学校施設のアクセシビリティ改善、経済支援の拡充、個別ニーズに応じた教材・支援体制の整備が求められる。

5－3. 就労に関する障壁・ニーズ

就労分野では、教育から職業訓練、雇用への移行が制度的に断絶している点が大きな課題である。障害者向け TVET は選択肢が限られ、提供される技能も労働市場の需要と一致しない場合が多く、資格の公式認証も不十分である。また、訓練機関は入学要件が高く、基礎教育を受けていない障害者は参加できない構造となっている。さらに、職業紹介や就職支援が欠如しており、訓練修了後も雇用につながらないケースが多い。加えて、社会保障制度のカバー率は低く、特に農業や非公式セクターで働く障害者は所得保障を受けられない。情報不足や障害者証明書の未整備も制度利用を妨げている。これらから、労働市場と連動した職業訓練の拡充、教育から雇用への移行支援、社会保障の拡大、情報提供と就労支援サービスの整備が必要とされる。

[72] パラレルレポート二点を基に記載。（OPD へヒアリング依頼中 3/26）

5－4. 移動に関する障壁・ニーズ

移動に関しては、制度と実態の乖離が顕著である。法制度上は公共交通の利用や料金免除が規定されているものの、実際にはアクセシブルな交通サービスが整備されておらず、障害者が利用できる移動手段は極めて限られている。特に地方では、公共交通自体が不足しており、医療や教育へのアクセスを大きく制約している。さらに、道路や建物、公共施設の多くがバリアフリー化されておらず、移動そのものが困難である。また、交通費免除制度などの情報が十分に周知されていないことも障壁となっている。これらの課題に対し、アクセシブルな公共交通の整備、地方部の移動手段確保、インフラのユニバーサルデザイン化、制度情報の普及が重要なニーズである。

5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ

情報保障の分野では、障害者が必要な情報にアクセスできない状況が広く見られる。まず、手話通訳、点字、やさしい言語などのアクセシブルな情報提供が不足しており、医療、教育、司法などの場面で意思疎通の困難が生じている。また、デジタル機器やメディアへのアクセスが限られていることにより、制度やサービスに関する情報が障害者本人に届かない。その結果、法律上の権利や支援制度が存在しても利用されない状況が生じている。さらに、情報提供の方法が障害特性に配慮されていないため、特に聴覚障害者や視覚障害者にとって重大な障壁となっている。これらを踏まえ、多様なフォーマットによる情報提供、ICT の活用、権利・制度に関する普及活動、コミュニケーション支援体制の整備が求められる。

5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ

障害女性は、障害とジェンダーが重なることで複合的に不利な状況に置かれている。まず、既存のジェンダー関連法制度において障害の視点が十分に統合されておらず、障害女性に特化した支援策が欠如している。また、性と生殖に関する健康サービスや情報へのアクセスが制限されており、特に地方や貧困層の女性において顕著である。さらに、暴力や搾取への脆弱性が高いにもかかわらず、保護・通報・支援体制は十分に整備されていない。加えて、政策決定や社会参加の機会も限定されており、声が反映されにくい状況にある。これらの課題に対応するためには、障害女性に特化した政策の導入、性と生殖に関する健康サービスのアクセシビリティ向上、暴力防止・支援体制の強化、意思決定過程への参加促進が重要なニーズとして示される。

6. 参考資料

ILO (2024) *World Social Protection Report 2024–26*.

Lao PDR (2005) *The 3rd ASEAN & Japan High Level Officials Meeting on Caring Societies: Development of Human Resources and Partnerships in Social Welfare and Health.*

Lao PDR (2016) *Initial report submitted by the Lao People's Democratic Republic under article 35 of the Convention* (CRPD/C/LAO/1).

Lao PDR (2020) *National Social Protection Strategy*.

Lao PDR (2020) *Replies of the Lao People's Democratic Republic to the list of issues in relation to its initial report* (CRPR/C/LAO/RQ/1).

Lao PDR (2022) *National Health Insurance Strategy 2021-2025*.

Lao PDR (2024) *Voluntary National Review On the implementation of the 2030 Agenda on Sustainable Development*.

Lao PDR (2025) *Lao Social Indicators Survey III, 2023.*

Lao Statistics Bureau (2015) *Results of Population and Housing Census 2015*.

Lao Statistics Bureau (2020) *Disability Monograph of Lao PDR From the 2015 Population and Housing Census*.

Lao Women's Union (2019) *National Review of Lao People's Democratic Republic, Twenty-fifth Anniversary of the Fourth World Conference on Women and Adoption of the Beijing Declaration and Platform.*

LDPA, Lao Disabled Women Development Center, Aid for Children with Disabilities Association, AFD, AFA, Intellectual Disability Association, LAB、Association for Vocational Development for the Blind、Disability Service Center, DMAS Center & Hands of Hope Skill Development Center (2024) *Submission Report on the Implementation of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Lao PDR*.

Quality of Life Association (2024) *Parallel Report to CRPD Committee*.

UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2022) *Concluding observations on the initial report of the Lao People's Democratic Republic* (CRPD/C/LAO/CO/1).

United Nation Lao PDR (2021) *UN Country Team Joint Submission on the Progress towards the Implementation of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Lao PDR.*